

サル痘に関する関係省庁対策会議幹事会の開催について

令和4年7月25日
サル痘に関する関係省庁
対策会議議長決定

- 1 サル痘に関する関係省庁対策会議の開催について（令和4年7月25日関係省庁申合せ）第4項の規定に基づき、サル痘に関する関係省庁対策会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
- 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
内閣官房内閣参事官（内閣広報室）
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）
内閣官房内閣参事官（新型インフルエンザ等対策室）
警察庁警備局警備運用部警備第二課長
消防庁消防・救急課救急企画室長
出入国在留管理庁総務課危機管理企画調整官
外務省領事局政策課長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省大臣官房総務課副長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省大臣官房厚生科学課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課長
農林水産省消費・安全局動物衛生課長
国土交通省大臣官房危機管理官

- 3 幹事会は、特定の事項について専門的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを設けることができる。

- 4 幹事会及びワーキンググループの庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。